

議案第3号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議を行うため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和8年6月1日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴い、社会保険診療報酬支払基金（法人）の名称が令和8年10月1日から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されるため、所要の変更を行うことについて、関係市町村と協議を行いたく、本案を提案した。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約(平成19年1月17日大阪府指令市第3205号)
の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。